別添２

南海トラフ地震に係る防災対策

１　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次により津波からの円滑な避難の確保を行う。

（１）　南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は（　　　　　 　　　　　　　　）とし、緊急性があると判断した場合は（建物（　　　　　　　　　　　　　　　　　））の３階以上の階への避難を優先する。

（２）　避難場所までの避難経路をあらかじめ複数とおり想定しておく。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

４　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

５　次の防災訓練を年１回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。また、消防機関、又は防災関係機関が行う訓練には積極的に参加する。

（１）　情報収集・伝達に関する訓練

（２）　津波からの避難に関する訓練

（３）　その他前項目を統合した総合防災訓練

６　防火管理者等が従業員等に対して行う教育は次により､別に定める防災教育と併せて実施する｡

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
2. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
3. 地震及び津波に関する一般的な知識
4. 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動及び従業員等が果たすべき役割
5. 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
6. 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

７　防火管理者等が顧客等に対して事前に行う必要な広報を次により実施する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
2. 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
3. 正確な情報入手の方法
4. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
5. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊箇所等に関する知識
6. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

**浸水被害が想定される区域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大  阪  市 | 北区 | 梅田１から３丁目、大深町、大淀北１から２丁目、大淀中１から５丁目、大淀南１から３丁目、角田町、小松原町、芝田１から２丁目、曽根崎２丁目、曽根崎新地１から２丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、堂島１から３丁目、堂島浜２丁目、堂山町、兎我野町、豊崎１から７丁目、中崎西１から４丁目、中津１から７丁目、本庄西３丁目 |
| 都島区 | 内代町１丁目、毛馬町１から２丁目、高倉町１から３丁目、友渕町２から３丁目、中野町３丁目、東野田町３から５丁目、都島北通１から２丁目、都島中通１から３丁目、都島本通３から５丁目、都島南通１から２丁目、御幸町１から２丁目 |
| 福島区 | 全域 |
| 此花区 | 北港緑地１から２丁目を除く地域 |
| 中央区 | 淡路町４丁目、瓦町４丁目、北久宝寺町４丁目、北浜４丁目、久太郎町４丁目、高麗橋４丁目、船場中央４丁目、宗右衛門町、道修町４丁目、平野町４丁目、備後町４丁目、伏見町４丁目、本町４丁目、南本町４丁目 |
| 西区 | 全域 |
| 港区 | 全域 |
| 大正区 | 全域 |
| 浪速区 | 芦原１から２丁目、稲荷１から２丁目、木津川１から２丁目、久保吉１から２丁目、幸町１から３丁目、桜川１から４丁目、塩草１から３丁目、敷津西１から２丁目、大国１から３丁目、立葉１から２丁目、浪速西１から４丁目、浪速東１から３丁目、湊町１から２丁目、元町３丁目 |
| 西淀川区 | 全域 |
| 淀川区 | 十八条１から３丁目、西三国１から２丁目、西宮原３丁目、東三国１から６丁目、宮原１から３丁目、宮原５丁目を除く地域 |
| 旭区 | 大宮１丁目、高殿２丁目、高殿５丁目、高殿６丁目、中宮1丁目 |
| 城東区 | 今福西１から６丁目、今福東１から２丁目、今福南２から４丁目、蒲生１から４丁目、鴫野西１から５丁目、鴫野東３丁目、成育１から４丁目、関目1から４丁目、中央１から３丁目、天王田、野江１から４丁目 |
| 鶴見区 | 鶴見１から４丁目、横堤１丁目、横堤４丁目 |
| 住之江区 | 安立２丁目、南港中４丁目～５丁目を除く地域 |
| 住吉区 | 上住吉２丁目、墨江１丁目、住吉２丁目、長峡町、東粉浜３丁目、 |
| 西成区 | 旭１から３丁目、岸里１から３丁目、北津守１から４丁目、北開１から２丁目、潮路１から２丁目、千本北１から２丁目、千本中１から２丁目、千本南１から２丁目、橘１から３丁目、玉出中１から２丁目、玉出西１から２丁目、津守１から３丁目、鶴見橋１から３丁目、出城１から３丁目、長橋１から３丁目、中開１から３丁目、梅南１から３丁目、松１から３丁目、南津守１から７丁目、南開１から２丁目 |

※　東淀川区、天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区については、該当地域はありませ

ん。

**次の用途の表で、消防計画（防火管理者）が必要な施設**

※詳しくは、管轄する消防署の予防担当にご相談ください。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）項 | イ　劇場、映画館、演芸場又は観覧場　　等  ロ　公会堂又は集会場　　等 |
| （２）項 | イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブ　　等  ロ　遊技場又はダンスホール　　等  ハ　性風俗関連特殊営業　　等  ニ　カラオケボックス類　　等 |
| （３）項 | イ　待合、料理店　　等  ロ　飲食店　　等 |
| （４）項 | 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場　　等 |
| （５）項 | イ　旅館、ホテル又は宿泊所　　等 |
| （６）項 | イ　病院、診療所又は助産所　　等  ロ　老人短期入所施設、養護老人ホーム　　等  ハ　老人デイサービスセンター、児童養護施設　　等  ニ　幼稚園又は特別支援学校 |
| （７）項 | 小、中、高校、高専、大学　　等 |
| （８）項 | 図書館、博物館、美術館　　等 |
| （９）項 | イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場　　等  ロ　イ以外の公衆浴場　　等 |
| （１０）項 | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場　　等 |
| （１１）項 | 神社、寺院、教会　　等 |
| （１２）項 | イ　工場（1,000人以上の勤務者がいるものに限る） |
| （１３）項 | イ　自動車車庫又は駐車場　　等 |
| （１５）項 | 前各項に該当しない事業所　　等 |
| （１６）項 | 複数の用途からなる建物で上に掲げる用途が１つ以上入っている建物 |
| （１６の２）項 | 地下街 |
| （１７）項 | 文化財建築物　　等 |